福山市地域集会施設整備費補助金

※<u>事業実施前</u>に関係書類をご持参のうえ、 必ずまちづくり推進課にご相談ください。

	ページ
制度概要説明書	1~5
事業実施前の確認事項	1
[対象経費]・※補助金申請の流れ	2
[補助対象外一覧表]・[補助金交付時期]	3
[必要な申請書類]	4
[補助金額の算定方法]	6
福山市地域集会施設整備費補助金交付要	網 7~13
各種申請関係書類(記入例)	14~17
災害支援事業の場合	18、19
添付書類確認表	20

お問い合わせ先

福山市市民局まちづくり推進部 まちづくり推進課

〒 720-8501 福山市東桜町 3番5号

Tel 084 - 928 - 1051

地域集会施設整備費補助金 制度概要説明書

1 目 的

この制度は、自治会・町内会などの民主団体が、地域住民の交流や地域活動の活性化を目的とし、地域の集会施設の整備を行うことに対し、その経費の一部を市が補助するものです。

2 事業実施前の確認事項

事業実施前に、関係書類をご持参のうえ、必ず<u>まちづくり推進課</u>にご相談ください。 【関係書類】集会施設の平面図・工事見積書(金額記載あり)現状の写真など 天災等による被害の原状回復工事(災害支援事業)については、18ページへ。

項目		内 容			5	チェック欄
工事协会	工事内容はどのよ	□新築	□改築	□増築		
工事内容	うなものですか。	□建物購入	□改修	□災害支援	(18	3ページへ)
集会施設の規模	各事業にかかる建物の床面積が33㎡以上ですか。					はい
朱云旭政 7						いいえ
補助対象経費	対象経費が50万円以上ですか。(ただし災害支援事業					はい
開助対象経貫	については、10万円		いいえ			
工事与出吐 期	工事が完成する時期はいつ頃になりますか。				年	
工事完成時期 	上事が元成りつ时朔 	はいり頃にな	りよりか	0		月頃
か 亜 か 中 誌 書 粨	建物完成後、申請す	る際に必要な	書類を把	握していま		はい
必要な申請書類	すか。					いいえ

【用語解説等】

[工事内容]

新 築 : 集会施設のなかった地域に建設する場合のこと。

改 築 : 既存集会施設を取り壊し建て替えする場合のこと。

増 築: 既存集会施設の床面積の増加する場合のこと。

建物購入: 既存の建物を集会施設として購入(改修を含む) する場合のこと。

改修: 既存集会施設の模様替え、又は修繕する場合のこと。

災害支援 : 天災等により被災した既存集会施設の原状回復、被災する前の機能と

同等の機能を、社会通念上相当と判断される範囲で回復するもの。

〔集会施設の規模〕

新築又は改築する場合: 建設計画図面より、床面積を確認してください。

増築する場合 : 既存部分の床面積と増築する部分の床面積の合計床面積を確認してくだ

さい。

改修する場合: 既存建物の床面積を確認してください。

建物購入する場合: 購入しようとする建物の床面積を確認してください。

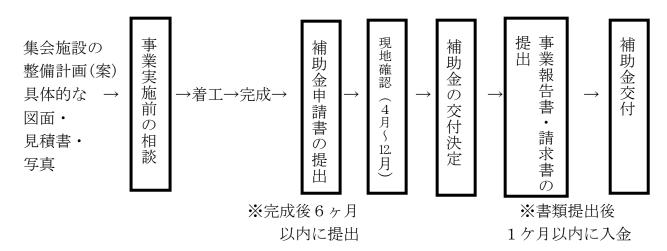
〔対象経費〕

見積書により補助対象となる経費を確認してください。

※ 対象となる経費は、次の表のとおりです。

工事種別	工事名	内容
	く体工事	・基礎、軸組、床組、小屋組、壁体 等
	仕上げ関係工事	・屋根、天井、建具、造作、内装、諸仕上げ等
本工事費	雑工事	・建築工事に付属する工事として、建物と一体に取付けられるもの (例) 書棚・流し台・棚・鏡・室名札・下足箱・物入れ・物掛け・換気扇・排気天蓋・犬走り・テラス・スロープ(室内・建物出入用)・手摺・アコーディオンカーテン・カーテン(ブラインド)・ピクチャーレール・暗幕・ステージ幕・網戸・壁面取付ホワイトボード(掲示板)・天井吊下式スクリーン・天井吊下式テレビ台等
電気設備工事		・電気設備一式(配線工事・変圧器・配電盤・室内照明 灯取付工事)、テレビ共聴アンテナ設備 、電話放送設 備、身障者用非常呼出設備 、誘導灯、火災報知器、昇 降機設備 等
付帯工事費	給排水衛生設備 工事	・給排水衛生設備一式(市水道引込含む)、浄化槽設備、 給湯設備等
	ガス設備工事	・ガス設備一式(ガスボンベ・備付ガスコンロは対象外)
	冷暖房設備工事	・冷暖房機器及び付属設備一式
	その他	・工事と関係のある仮設工事(仮設電気・水道・トイレ・事務所など含む)、白蟻駆除工事等

※補助金申請の流れ (交付時期については、3ページ参照)



[補助対象外一覧表]

[冊切//] 家/广 見 (4)	,
内容	具 体 例
備品に類する物 (設置経費含む)	・テレビ、ビデオ、冷蔵庫、電子レンジ、作業台、水屋(食器棚)、 机、椅子、電話機(FAX)、放送機器(アンプ・スピーカー・マイク等)、コピー機等 (※)液晶薄型テレビ、プロジェクタなど AV 機器にあっては壁面・ 天井取付式であっても対象外 ・消火器 ・脚付ホワイトボード(掲示板)、自立式スクリーン ・すのこ板、す板、玄関マット ・消耗品その他これに類するものと考えられるもの
外構工事	・土地造成工事・敷地内整備工事・舗装工事・門、フェンス設置工事・植栽工事
設計費	・設計委託料、測量費
負担金・手数料	・官公庁等への申請手数料及び各種負担金 (電気、上・下水道、建築確認 等)
その他	・用地収得に係る費用・既存集会施設解体費・工事写真代・記念碑、館名板、野外掲示板

[補助金交付時期]

補助金の予算は補正予算で対応しています。補助金交付申請は工事が完了してからとなりますが、工事の完成時期を予め把握したうえで、資金計画をたててください。

※ 申請時期に応じて補助金の交付時期が決定します。大まかな時期の流れは次の表のとおりです。資金計画等により、通常の流れが難しい場合は事前にご相談ください。

(工事完成後) 申請時期	補正予算	補助金交付 決定	報告書提出	補助金交付時期
12月下旬~ 6月上旬	9月議会	10月上旬	決定後1ヶ月以内	早くて10月末
6月中旬~ 9月上旬	12月議会	12月末	決定後1ヶ月以内	早くて1月末
9月中旬~ 12月中旬	3月議会	3月末	決定後1ヶ月以内	早くて4月末

工事完成時(検査済証交付年月日)から、6ヶ月を過ぎた場合は、申請することができませんので注意してください。また、補助金交付決定後、1ヶ月以内に事業報告書の提出(領収書の写し・集会施設利用規則を添付)が必要です。

なお、補助金交付時期は、目安として、報告書の提出から約3週間後となります。

[必要な申請書類]

申請する際、必要な書類は次のとおりです。

書 類 名	補 足 説 明
補助金交付申請書	記入例を参考に記入してください。 14ページ 参照
事業計画書及び 収支予算書	記入例を参考に記入してください。 15・16ページ 参照
補助金交付申請理由書	記入例を参考に記入してください。 17ページ参照
関係図面①	付近見取図、配置図、各階平面図及び工事仕上表(建築基準法 (昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認 の申請が不要な場合における建設事業にあっては、 設計監理 した建築士の記名・押印があるものに限る。)が必要です。
関係図面②	電気設備、給排水衛生設備、ガス設備等の設備工事図 (建物購入事業を除く) が必要です。
工事請負契約書の写し	印紙を貼付したものであること。
工事費内訳明細書 (完成後の明細書)	工事内容ごとに詳細に記したもの:「一式」で一括計上でなく、 数量や面積の単価の積み上げによる詳細な内訳が必要です。 また、合計金額が契約金額と一致していることを確認してく ださい。
建築基準法の定めによる 確認済証及び検査済証の 写し 工事記録写真	改修工事の場合は不要です(※①)。ただし、下水道接続工事の場合は、排水設備等工事完了届の提出の際、検査済証の交付を受けてください。(検査済証の添付が必要です。) 工事着工前、工事途中(隠蔽部含め)、工事後(完成)のものが必要です。(完成写真は、外観(4面)及び内部が必要です。)
申請団体の会則	→工事に関係した箇所すべての写真が必要です。

- ※①大規模改修工事等は、届け出が必要な場合がありますので、法令に基づき必要な手続き の有無を、必ず事前に関係課へ確認してください。(建築指導課・都市計画課・開発指導 課・廃棄物対策課等)
 - 例) ●改修工事の場合でも10m²以上の増築工事は、建築指導課へ建築確認申請が必要。
 - ●市街化調整区域の場合、開発指導課への届出が必要。

〔補助金額の算定方法〕

補助金額の算定方法は、6ページ [補助金額の算定方法] を参照してください。

3 現地確認

事業実施後、工事関係書にもとづき、現地において、適切に施工されているか補助事業者(申請者)及び工事請負業者(工事内容に精通している者)の立会いのもと関係図面①・②・明細書と現地が合致しているか確認作業します。その結果に基づき補助決定を行いますので、補助予定金額が変更されたり、工事内容の確認や指導を行う場合があります。

4 事業報告

補助金の交付決定が通知されましたら、1ヶ月以内に「事業報告書」を提出してください。「事業報告書」の用紙は、「補助金交付決定通知」に同封します。

- (1) 事業報告書及び収支決算書(様式)
- (2) 領収書の写し(工事請負契約に係るもので印紙を貼付した正規なものであること)
- (3) 有料とする場合は、利用規則(社会教育活動には減免措置を講じること)

5 注意事項

- (1) 集会施設の名称は、公民館としないこと。
- (2) 寄付金を強制的に徴収しないこと。
- (3) 寄付者の掲出をしないこと。
- (4) 使用料を徴収する場合は利用規則を定め、地域公益活動には減免などの便宜を図ること。
- (5) 必要に応じ帳簿などの提出を求め、又は、検査を行うことがあります。
- (6) 次表に掲げる期間内に集会施設を処分(譲渡、目的外使用、交換、担保提供など) する場合は承認を得ること。

(処分制限)

(/ _/ 4 // 4 // 4 //			
事 業 名	構造	期	間
	木 造	2	2 5 年
1 建設事業	業 鉄 骨 造	4	. 5 年
	鉄筋コンクリート造	6	5 5 年
	·	1の期間から建物の建築後	その経過年数を差し引いた
2 建物購入事業		期間とする。ただし、10	年未満のときは10年と
		する。	
		10年とする。ただし、過	去に補助を受けた施設で、
3 改修事	業	1及び2の残りの期間が1	0年以上である時は、そ
		の期間とする。	
自然災害等特別の事情のある場合は、この限りではない。			

※処分制限の期間については、代表的な年数のみ表示しています。詳しい年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に準ずるものとする。

6 補助金の返還など

次に掲げる事項に該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

- (1) 注意事項(1)~(4)に違反したとき。
- (2) 注意事項(5)に掲げる帳簿の提出、又は、検査を拒否したとき。
- (3) 補助金を、その目的以外に使用したとき。
- (4) 事業報告書の提出をしなかったとき。
- (5) 事業の実施について、不正な行為が認められるとき。

〔補助金額の算定方法〕

補助金額の算定方法は、次のとおりです。資金計画をたてる際の参考にしてください。 なお、工事内容が具体化した際、補助対象外となる工事が含まれている場合があります。 必ずしも事前に算定した金額どおりに補助金額が決定するとは限りませんので、注意してください。

【計算式】

- ① 補助対象経費を求める。 総事業費ー補助対象外経費(3ページ参照)= **補助対象経費(A)**
- ② 実施単価を求める。補助対象経費(A)÷事業対象面積= <u>実施単価</u>(B)(百円未満切捨)
- ③ 補助単価を求める。 <u>実施単価と補助単価の上限額の比較</u> (1 m² 当りの金額)

事業内容	構造	公立文教施設整備に係る補助 単価の上限(1 ㎡当り)	
建設・建物購入事業	木造・鉄筋コンクリート造	× (C)	
是	鉄 骨 造	·	
改修	事業	万 切和八参州代	

実施単価(B)と補助単価の上限(C)を比較し、金額の低い方が補助単価となる。

④ 補助金額を求めます。

※ 災害支援事業は、補助率 1/2 で計算します。

※(C) 工事請負契約(建物購入事業は、売買契約)締結日の属する年度の公立文教施設整備に係る補助単価(広島県小中学校校舎)を上限とする実施単価とする。…毎年変更の可能性あり

福山市地域集会施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民の組織する町内会等の民主団体(以下「民主団体」という。)が地域住民の交流や地域活動の活性化を目的とし、地域の集会施設の整備を行う事業に対し、補助金を交付することについて、福山市補助金交付規則(昭和41年規則第17号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

- 第2条 規則第3条に定める補助事業は、次の各号に掲げる事業で、当該各号 に定めるものとする。
 - (1) 建設事業 集会施設のなかった地域に建設(既存の集会施設を除去し、又は機能を廃止し、新たに建設することを含む。) する事業及び既存の集会施設の床面積を増加する事業
 - (2) 建物購入事業 既存の建物を集会施設として購入 (購入後、集会施設として改修することを含む。) する事業
 - (3) 改修事業 模様替え及び修繕する事業
 - (4) 災害支援事業 天災等により被災した集会施設の原状回復に係る事業で、次に掲げるもの
 - ア 被災する前の機能と同等の機能を、社会通念上相当と判断される範囲で回復するもの
 - イ 市長が特別な事情があると認めるもの

(補助金の交付の対象及び補助金額等)

第3条 補助金の交付の対象及び補助金額等については、別表1のとおりとする。ただし市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(補助金の交付の申請)

- 第4条 補助事業者は、当該事業の完成後6月以内に規則第4条の規定に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 付近見取図、配置図、各階平面図及び工事仕上表(建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による確認の申請が不要な場合における建設事業にあっては、設計管理した建築士の記名・押印のあるものに限る。)
 - (2) 電気設備、給排水衛生設備、ガス設備等の設備工事図(建物購入事業を除く。)
 - (3) 工事請負契約書の写し(建物購入事業の場合は売買契約書の写しを含む。)
 - (4) 工事内訳明細書(建物購入事業の場合は内訳明細書を含む。)

- (5) 法に適合することを証する書面の写し
 - ア 確認済証(法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による)
 - イ 検査済証(法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による)
- (6) 工事記録写真等
 - ア 建設工事の場合:工事着手前、隠蔽部(工事内容が確認できるよう 撮影されたもの)、完成時の全景(4面)及び主要部分の写真
 - イ 改修工事の場合:事業実施部分に係る工事着手前・隠蔽部・完成時 の写真
 - ウ 建物購入事業の場合:建物購入の全景(4面)及び主要部分の写真
- (7) 建物登記済権利証書の写し(建物購入事業の場合のみ)
- (8) その他市長が必要と認めた書類
- 2 第2条第4項の規定による災害支援事業に係る補助金の申請に当たっては、被災後1ヶ月以内に災害支援事業報告書(被災証明書を添付したもの)を提出し、かつ、被災後1年以内に工事に着手しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。
- 3 災害支援事業以外の申請を優先する場合は、災害支援事業の適用は行わない。

(補助金の交付の決定)

- 第5条 市長は、前条の規定により、補助金の交付の申請があったときは、これを審査のうえ、適当と認めるものについて予算の範囲内で補助金を決定するものとする。
- 2 規則第5条第3項の規定により次の各号に掲げる条件を付すものとする。
 - (1) 施設の名称は、会館、集会所等とし、公民館としないこと。
 - (2) 補助事業者は、受益住民に対し直接であると間接であるとを問わず 寄付金又は、これに相当する物品等を割当てて強制的に徴収し、又は これに相当する行為をしないこと。
 - (3) 施設に関し、理由、方法の如何を問わず寄付者の掲出をしないこと。
 - (4) 施設の使用に関し、料金を徴収する場合はその旨規則を定め、地域公益活動には減免等の便宜を図ること。

(事業報告書の提出)

- 第6条 規則第11条の規定に定めるものを除き、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 領収書の写し
 - (2) 施設の利用規則(有料とする場合に限る。)

(財産処分の制限)

第7条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、その財産が別表2に掲げる時期を経過し、又は補助金の全部若しくは一部を返還した場合には、この限りでない。

附則

- この要綱は、平成3年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成4年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成5年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成6年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成7年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成8年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成9年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成10年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成11年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成14年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 改正後の福山市地域集会施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成 24年8月1日以後に交付決定のあった補助金から適用し、同日前に 交付決定のあった補助金については、なお従前の例による。

附則

- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。
- 2 改正後の福山市地域集会施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成 30年7月5日以後に発生した災害を原因とする損害の申請から適用 する。

附則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

【別表1】補助制度の概要

事 業 名	3	建設	事	業	建	物購入事業		改修	事	業	災害支援事業
区分	新築	設		った地域に建	建物	既存の建物を集会施設とし	改修		施設の極	莫様替え、又	既存集会施設の原状回復
2,7	改 築 増 築	既存集会施 既存集会施		をで替え 下面積の増加	購入	. て購入(改修を含む)	9, 19	は修繕			市長が特別な事情があると 認めるもの
補助金額 (千円未満の端数 を切り捨てる)	金額 満の端数 価×1/2						① 災害支援事業については、補助対象面積×補助単価×1/2				
補助対象		-		面積が 3 3 ㎡ 以上であるこ	-	ること。 し、災害支援事業については、	10万円	月以上である	ること。		
補助対象経費	別表3♂	つとおりとす	つる。								
補助対象面積	① 工事面積(建物購入事業の場合は購入面積)のうち、壁、建具等により風雨を防ぎうる部分の床面積で、地域公益活動等に必要な範囲とする。 ② 198㎡を限度とする。 ③ 屋外倉庫(同一敷地内の集会施設付属用途に限る。) ④ 床面積の算定は、各階ごとに、壁又はその他の区画の中心線で囲まれた水平投影面積を測定して行うものとし、小数点以下第2位未満を切捨てる。 ⑤ 複合施設に係る共有部分は、それぞれの専有面積により按分する。										
補助単価	① 工事請負契約(建物購入事業は、売買契約)締結日の属する年度の公立文教施設整備に係る補助単価(広島県小中学校校舎)を上限とする実施単価とする。ただし、改修事業は、木造新築の場合の上限補助単価の1/2を上限とする実施単価とする。 ② 実施単価は、補助対象経費を事業対象面積で除した額とする。 ③ 100円未満の端数は切捨てる。										
完成の時期	① 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証交付の日とする。 ② 建築基準法の適用を受けない地域又は事業については、工事完了の日とする。ただし、建物購入事業の場合で、改修工事をしないときは、建物所有 権移転登記完了日とする。										
備考	① 移転補償金により整備される事業は、補助の対象としない。ただし、既存施設に比し床面積を増加させて整備するときは、増加した床面積について補助の対象とする。この場合において、移転補償金の一部を増加した床面積の整備に要する経費に充当するときは、増加した床面積の整備に要する経費から充当した移転補償金の額を差し引いた額を補助対象経費とする。火災保険金により整備される事業は、地域集会施設補助金と火災保険金の合計額が整備に要する経費を上回る場合は、整備に要する経費から火災保険金を差し引いた額を地域集会施設補助金の限度額とする。② 他の補助金を活用する事業であるときは、この補助金は交付しない。										

【別表2】処分制限

事 業 名	構造	期	間
	木 造	2 5	年
1 建設事業	鉄 骨 造	4 5	年
	鉄筋コンクリート造	6 5	年
2 建物購入事業		1の期間から建物の建築後の総	
2 建初期八事	未	する。ただし、10年未満のと	さきは10年とする。
3 改修事	來	10年とする。ただし、過去に	補助を受けた施設で、1及び
	未	2の残りの期間が10年以上で	である時は、その期間とする。
自然災害等特別の事情のある場合は、この限りではない。			

【別表3】補助対象経費

工事種別	工事名	内容			
	. , , ,	2.1			
	く体工事	・基礎、軸組、床組、小屋組、壁体 等			
	仕上げ関係工事	・屋根、天井、建具、造作、内装、諸仕上げ等			
		・建築工事に付属する工事として、建物と一体に取付けら れるもの			
		(例)			
本工事費		書棚・流し台・棚・鏡・室名札・下足箱・物入れ・物掛			
	維工事	け・換気扇・排気天蓋・犬走り・テラス・スロープ(室			
		内・建物出入用)・手摺・アコーディオンカーテン・カー			
		テン (ブラインド)・ピクチャーレール・暗幕・ステージ			
		幕・網戸・壁面取付ホワイトボード(掲示板)・天井吊下			
		式スクリーン・天井吊下式テレビ台 等			
		・電気設備一式(配線工事・変圧器・配電盤・室内照明灯			
	電気設備工事	取付工事)、テレビ共聴アンテナ設備 、電話放送設備、			
		身障者用非常呼出設備 、誘導灯、火災報知器、昇降機設			
		備等			
	給排水衛生設備工	・給排水衛生設備一式 (市水道引込含む)、浄化槽設備、給			
付帯工事費	事	湯設備 等			
	ガス設備工事	・ガス設備一式(ガスボンベ・備付ガスコンロは対象外)			
	冷暖房設備工事	・冷暖房機器及び付属設備一式			
	2014	・工事と関係のある仮設工事(仮設電気・水道・トイレ・			
	その他	事務所など含む)、白蟻駆除工事 等			

(補助対象外一覧表)

内 容	县 体 例				
P1 谷					
	・テレビ、ビデオ、冷蔵庫、電子レンジ、作業台、水屋(食器棚)、机、				
	椅子、電話機 (FAX)、放送機器 (アンプ・スピーカー・マイク等)、コ				
	ピー機等				
 備品に類する物	(※)液晶薄型テレビ、プロジェクタなど AV 機器にあっては壁面・天井				
(設置経費含む)	取付式であっても対象外				
(成画性負点の)	・消火器				
	・ 脚付ホワイトボード (掲示板)、自立式スクリーン				
	・すのこ板、す板、玄関マット				
	・ 消耗品その他これに類するものと考えられるもの				
	・土地造成工事				
4 l#	・敷地内整備工事・舗装工事				
外構工事 	・ 門、フェンス設置工事				
	・植栽工事				
設計費	・設計委託料、測量費				
	以可安心行、侧重頁				
 負担金・手数料	・官公庁等への申請手数料及び各種負担金				
[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	(電気、上・下水道、建築確認 等)				
	・用地収得に係る費用				
その他	・既存集会施設解体費				
で V / 1世	・工事写真代				
	· 記念碑、館名板、野外掲示板				



補助金交付申請書

福山市	長 様			年	月	日
認可地縁団体の の事務所の所在 務所の所在地が 場合、書類送付 長宅住所を併記	地を記入。事 会長宅でない 先として、会	住 所 日 本 名 代 著 名 先	□□町内会	○町一丁目 <u></u> 山 太 2-34	郎	
福山市補助金交同規則第4条及び初次のとおり地域集会	国山市地域集 会施設整備 費	和41年規会施設整備	l 則第17号) 請費補助金交 <u>) 交付につ</u> い ください。	の内容を 付要綱の規 て申請しる	『新築』 樂』・『 東建物』 『改修』 支援』の	増築』・ 構入』・ ・『災 ・ のを記 のを記
事 業 名 福山 実施場所 福山 事 業 費		:字□□×:	集会施設 ××× 番地 補助金申請	てくだる とおり) 示のある	設の所在地 さい。(確認 改修の場合 る場合は住 で表記は必須	常申請書の :住居表 居表示で
計画の概要 (地域集会施設) □ 建設工事 □ 改修工事 ○ 改修工事	事業区分 構 造 面 積 式化工事 ・便器変更等	合計金額) 新 木 1	 ※税込 築・改築・ 造・鉄筋コン 2.50㎡ (内訳) 1 2 	増築・改 該当するで 家」「25 してくださ で確認した ださい。	が必要です <u>修</u> ものに○をし 皆」など階類 さい。面積は こうえで記入	、「平 (を記入 に、図面 してく
完成年月日(例) 2 添付書類 1 事業計画書 2 書の写し7 工事	2.0 ● 年 (2.0 ● 年 (2.0 ● 年 (収支予算書 3	令和●年) 令和●年) 理由書 4 建築基準法によ	5月 30 ⁴ 7月 31 関係図面 5	日日日日本		が締結し 完査に を査してく 型契約





福 山 市 長 様

住 所	<u>福山</u>	市〇	○町-	一丁	■△番	<u>×号</u>
団 体 名_				町	内	<u>会</u>
- 代表者名	会長	福	山	太	郎	

地域集会施設整備に係る事業計画及び収支予算は、次のとおりです。

事業計画書

			施設の名称に□□公民館と
	施設の名称		□□会館
土地	所 在	地	福山市〇〇町一丁目××××番地
\mathcal{O}	面	積	2 4 6. 0 0 m ²
表示	所 有	者	名前福山 太郎外5名 住所 福山市○○町二丁目×番□号
nu.	建築	年	昭和〇〇年(19××年)
既存?	構	造	木造平家建
の 建 物	床面	積	1 2 3. 4 5 m²
120	備	考	
	工事区	分	新築 改築 建物購入 増築 改修
	構	造	鉄筋コンクリート造 鉄骨造 木造 建
工事	床面	積	12.50 m ²
の	契約年月	日	(例) 20●●年(令和●年) 5月30日 場合などは、
概要	着工年月	日	(例) 2 0 ●●年(令和●年) 6月 1日 増築した部分の床面積)
	完成年月	日	(例) 20●●年(令和●年) 7月31日 を記載して
	供用開始年	月日	(例) 20●●年(令和●年)7月31日 ください。



収 支 予 算 書

	収		入		支	出	出		
	摘要	金	額	摘	要	金	額		
	福山市補助金		円	工事記	青負 費	600,	000円		
	地元負担金	1	円						
	[前助金欄及び地元 ὰ欄は計算が必要								
お昆	引い合わせくだ	t a 6 0	0,000円		\	600,	000円		
い。	(参考資料)			\		出と収入のi なります。	計は同額		
	地域の概況		+	集会	会施設を利	利用する地域	えの人口		
	人 口 OOO人 世帯数 ΔΔΔ世帯								
	地域の特徴 ○○町は、商業が発展しており、また住宅地としても発展して ています。□□町内会は、地域の結びつきが良好で町内会会員が協力しあいな								
	が ら明るいまちつ 間	づくりを推	進しています	。また、	××行事	耳を行うなど	して世代		
	交流を図ってレ	ます。							
	団体名	人数		主な	活 動	内 容			
	□□□町内会	000 人	会員相互の親 くり	睦及び生活	舌環境の改	対善向上と明る	るいまちづ		
	子ども会	××人	子ども会活動	h					
	女性会	人△人	挨拶運動、傾	健康づく り) 等				
	青年部	□□人	、町内まつり活動等						
	壮年部	O×人	スポーツ活動	サラマ 親国	を図る				
	РТА	△□人	子どもの学校	泛活動支援	ž				
	伝統芸能保存会	●●人	伝統芸能文化	この継承と	文化活動	b			



補助金交付申請理由書

年 月 日

福山市長様

住	所	福山市		, ,	•	\$×長	
団体	名	□□町					
代表者	名	会長	福	Щ	太	郎	

次の理由により補助金の交付を申請するものです。

理由

□□町内会における集会施設「□□会館」の建て替えについて、 ①経年老朽化(昭和14年建築)による雨漏り、床下腐蝕、外壁沈下等により耐用は残り4~5年との専門家の判定 ②世帯数(会員数)増加による集会スペースの手狭 ③集会スペースが1つしかなく、同時使用及び多目的活用が不可能 等のため町内会総意により改築を決定し、以後建設委員会が中心となって事業を進めてきました。

新しい地区集会施設「□□会館」改築の内容と規模については、

- (1) 将来の世帯数 (会員数) 増を見越し150名程度の集会可能な 広さを確保
- (2) 各種団体の集会や地域交流の集まりのための和室と調理室を設置
- (3) バリアフリーと使いやすさを考慮し平家建てとし、耐久性・維持管理を考え鉄骨造りで建築
- (4) 建築場所は町内のほぼ中心で主要道路に面しており、平坦地で 土地造成を要さない工事費の節減を図れる土地を選定借地としまし た。

建設資金については、町内会総会において (a)各戸均等負担 (b)平成△年△月~令和△年△月までの●●ヶ月間毎月定額積立 という資金計画を策定しました。

また、〇〇町内会の実態と建設必要資金を考え合わせ、一戸当たりの毎月の拠出金額にも積立月数にも、その負担には限界がありましたので、この資金計画が限度と考えています。

以上の理由により「福山市地域集会施設整備費補助金」の制度を活用 し、町内会員の負担を軽減のため補助金の交付を申請します。

(記入内容骨子)
□ 工事着手に至る経過(集会施設の現状、利用上の問題点等)
□ 工事費の資金計画について
17

災害支援事業の場合

災害支援事業とは・・・天災等により被災した既存集会施設の原状回復、被災する前の機能 と同等の機能を、社会通念上相当と判断される範囲で回復する経費 の一部を市が補助するものです。

被災された場合 被災後1カ月以内に災害支援事業報告書 19ページ参照 の提出が必要 【添付書類】・被災証明書(家屋等の被害の事実を証するもの) ※福山市福祉総務課へ相談してください。

- ・付近の見取り図・平面図 (床面積が計算できるもの)
- ・被害状況が確認できる写真など

総会等で事業の詳細が決定し次第、まちづくり推進課へ相談してください。

災害支援事業は、既存集会施設の早期の原状回復が目的ですので、事前相談した後は、すみやかに着工してください。災害支援事業報告書を提出した後は通常の流れと同様です。2 ページへ

《参考》

被災証明願



	被	災	証	明	書				
					福証	福総	第	××××	号
上記願い出のとおり、相違ない	こと	を証明	する。						
2019年 (平成31年)	4)	月	1日						
祥	5山窟	市長		枝	廣	直	幹	钔	

<被災証明書について

[・]この証明は、市長が確認できる範囲において、被災した事実を証明するものです(被害の程度を証明するものでは まりません)

この証明は、民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。

福山市地域集会施設整備費補助金 災害支援事業報告書 (※ 被災後1ヶ月以内に窓口に持参してください)

年	月	日
+	Л	Н

福山市長様

寸	体	名					
代	表	者					
住		所					
<u>名</u>		前					
電		話	()	_		

この度の災害により、地域集会施設に被害が発生しましたので、地域集会施設整備費補助金の災害支援事業の適用を受けたく報告します。

被害年月日	年 月 日
集会施設の 所在地	福山市
建物の名称	
都市計画法上の 区域	都計計画区域内(市街化区域・市街化調整区域・その他)・都市計画区域外
集会施設の規模	建物の床面積が33㎡以上ですか。(はい ・ いいえ)
建物の被害状況	
予定する工事	
予定工事金額	円 (見積書 有 ・ 無)
添付書類	□ 被災証明書 □ 付近の見取り図 □ 平面図 (床面積の計算できるもの) □ 被害状況のわかる写真

※ この報告書は、福山市地域集会施設整備費補助金のうち、災害支援事業に該当するかどうかを判断するためのものであり、補助金の申請にあたっては、改めて補助金交付申請書を提出していただく必要があります。

提出先:福山市東桜町3番5号

福山市まちづくり推進部 まちづくり推進課

電 話:(084)928-1051

添付書類確認表

番号	章	説明	確認欄
1	事業計画書	様式	
2			
3	理由書	補助金の交付を申請する理由を記載すること。	
4	関係図面①	付近見取図、配置図、各階平面図及び 工事仕上表 (建築基準法(昭和25年法律 第201号。以下「法」という。)第6条 第1項の規定による確認の申請が不要な 場合における建設事業にあっては、設 計監理した建築士の記名・押印がある ものに限る。)が必要です。	
5	関係図面②	電気設備、給排水衛生設備、ガス設備等 の設備工事図(建物購入事業を除く)が 必要です。	
6	工事請負契約書の写 し	印紙を貼付した正規なものであること	
7	工事内訳明細書	工事内容ごとに詳細に記入したものであって、合計金額が契約金額と同額であること。 (工種名、材料名や数量を詳細に記載したもの。○○一式は不可)	
8	建築基準法による確 認済証及び検査済証 の写し	法第6条第1項又は第6条の2第1項、 法第7条第5項又は第7条の2第5項に 適合することを証する書面の写し →改修工事の場合は不要、ただし下水道接 続工事の場合、検査済証が必要	
9	工事記録写真	建設工事の場合 工事着手前、隠蔽部(工事内容が確認できるよう撮影されたもの)、完成時の全景(4面)及び主要部分の写真 改修工事の場合 事業実施部分に係る工事着手前・隠蔽部・完成時の写真 建物購入事業の場合 建物購入の全景(4面)及び主要部分の写真	
10	申請団体の会則等を添	けしてください。	